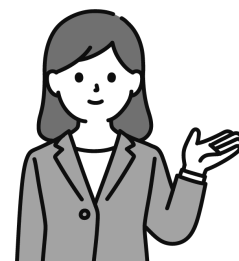


# 当社オリジナル物件の 意匠登録をしたい！



当事務所の商標・意匠担当  
(弁護士秋野または事務下山・嶋津)  
までお電話ください



意匠登録をしたいと思ったら、当事務所の商標・意匠担当までご連絡ください。

## 匠総合法律事務所 商標・意匠担当

弁護士 秋野 卓生

TEL：03-5357-1486

メール：akino@takumilaw.com

事務 下山・嶋津

TEL：03-5357-1486

この際、お知らせ・ご準備いただきたい事項は以下の4点です。

### ①出願用図面

P. 21 図面作成方法をご覧ください、出願用図面の準備をお願いします。

### ②意匠の種類

「住宅」「内装」など今回出願する意匠の種類をお知らせください。

### ③公開の有無

対象の物件が着工済みか、またWEB等でのPR活動を開始しているかお知らせください。

原則、既に公開している意匠は登録ができません。

ただし、意匠出願から1年以内の公開であれば、”新規性喪失の例外適用を受ける”ことが可能です。この場合、公開情報が詳

細にわかる疎明資料をご準備いただく必要があります。

疎明資料の提出は出願後30日以内で大丈夫なので、まずは出願を先行して行い、公開情報の疎明資料提出はその後になりますが、ご準備が必要である点、ご認識いただけますと幸いです。

### ④会社謄本のコピー・PDF

出願書類の「出願人」の記載に使用します。

例えば、お伺いした住所は「東京都千代田区紀尾井町3-8」ですが、登記簿上の住所は「東京都千代田区紀尾井町3番8号」など、表記が異なるケースが多々ありますので、念のため登記簿で確認させていただいております。

会社名に旧字体が使われているケースなどもございますので、その点も併せて確認します。

商標・意匠の  
出願依頼は  
こちらの  
フォームから▶

